

高額特定資産の取得等に係る課税事業者である旨の届出書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 20px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;"> 収受印 </div>		令和 年 月 日		届 出 者	(フリガナ) 納 税 地	(千 ー)	(電話番号 ー ー)
_____ 税務署長殿		(フリガナ) 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名					
		法 人 番 号	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。				
下記のとおり、消費税法第12条の4第1項又は第2項の規定の適用を受ける課税期間の基準期間の課税売上高が1,000万円以下となったので、消費税法第57条第1項第2号の2の規定により届出します。							
届出者の行う 事業の内容							
この届出の適用 対象課税期間		※消費税法第12条の4第1項又は第2項の規定が適用される課税期間で基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった課税期間を記載してください。 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日					
上記課税期間の 基準期間		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	左記期間の 課税売上高	円			
該当する資産の 区 分 等		<input type="checkbox"/> ①高額特定資産 (②に該当するものを除く)		高額特定資産の仕入れ等の日 平成 年 月 日	高額特定資産の内容		
[該当する資産の区分 に応じて記載してくだ さい。]		<input type="checkbox"/> ②自己建設高額特定資産		自己建設高額特定資産の仕入れ等を行った場合に該当することとなった日 平成 年 月 日			
				建設等の完了予定時期 平成 年 月 日	自己建設高額特定資産の内容		
				※消費税法第12条の4第2項の規定による場合は、次のとおり記載してください。 1 「高額特定資産の仕入れ等の日」及び「自己建設高額特定資産の仕入れ等を行った場合に該当することとなった日」は、「消費税法第36条第1項又は第3項の規定の適用を受けた課税期間の初日」と読み替える。 2 「自己建設高額特定資産」を、「調整対象自己建設高額資産」と読み替える。			
参 考 事 項							
税 理 士 署 名		(電話番号 ー ー)					
※ 税 務 署 处 理 欄	整理番号	部門番号		番号確認			
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日	

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
 2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、高額特定資産の仕入れ等を行ったことにより、消費税法第12条の4第1項又は第2項の規定の適用を受ける事業者が、これらの規定の適用を受ける課税期間の基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった場合に提出します（法12の4①②、57①二の二）。

2 提出時期等

この届出書は、提出すべき事由が生じた場合に、速やかに提出することとされています。

(注) 1 事業者が、高額特定資産(※)の仕入れ等を行ったことにより法第12条の4第1項の規定の適用を受ける場合には、当該高額特定資産の仕入れ等を行った日の属する課税期間の翌課税期間から、当該高額特定資産の仕入れ等を行った日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までは、納税義務が免除されません。

※ 高額特定資産とは、課税仕入れに係る支払対価の額(税抜き)が1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産をいいます。

2 高額特定資産が自己建設高額特定資産(※)に該当する場合には、当該自己建設高額特定資産の建設等に要した仕入れ等の対価の額(事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を受けない課税期間中において行った原材料費又は経費に係るものに限り、消費税相当額を除きます。)の累計額が1,000万円以上となった日の属する課税期間の翌課税期間から、当該自己建設高額特定資産の建設等が完了した日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までは、納税義務が免除されません。

※ 自己建設高額特定資産とは、他の者との契約に基づき、又は事業者の棚卸資産若しくは調整対象固定資産として自ら建設等した資産をいいます。

3 事業者が、高額特定資産である棚卸資産等又は調整対象自己建設高額資産(※)について、法第36条第1項又は第3項の規定の適用を受けた場合には、これらの規定の適用を受けた課税期間の翌課税期間からこれらの規定の適用を受けた課税期間(これらの規定の適用を受けることとなった日の前日までに建設等が完了していない調整対象自己建設高額資産にあっては、その建設等が完了した日の属する課税期間)の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までは、納税義務が免除されません。

※ 調整対象自己建設高額資産とは、他の者との契約に基づき、又は事業者の棚卸資産として自ら建設等をした棚卸資産で、その建設等に要した課税仕入れに係る支払対価の額の110分の100に相当する金額等の累計額が1,000万円以上となったものをいいます。

3 記載要領

(1) 元号は、該当する箇所に○を付します。

(2) 「届出者の行う事業の内容」欄には、届出者が行う事業の内容を記載します。

(3) 「この届出の適用対象課税期間」欄には、高額特定資産の仕入れ等を行った場合等に、法第12条の4第1項又は第2項の規定の適用により納税義務が免除されない課税期間で、当該課税期間の基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった場合に、その基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった課税期間の初日及び末日を記載します。

(4) 「上記課税期間の基準期間」欄には、(2)の「この届出の適用対象課税期間」欄に記載した課税期間の基準期間の初日及び末日を記載します。

(5) 「左記期間の課税売上高」欄には、(3)の「上記課税期間の基準期間」欄に記載した課税期間における課税資産の譲渡等の対価の額の合計額を記載します。

(注) 「課税資産の譲渡等の対価の額の合計額」は、消費税額及び地方消費税額を含まない金額をいいます。また、輸出取引に係る売上高を含み、売上げに係る対価の返還等の金額(税抜き)を含みません。

(6) 「該当する資産の区分等」欄には、高額特定資産又は自己建設高額特定資産の区分に応じ、それぞれの次により記載します。なお、法第12条の4第2項の規定の適用を受ける事業者は、表面記載のとおり読み替えたところにより各欄を記載します。

イ 「高額特定資産」欄

① 「高額特定資産の仕入れ等の日」欄

高額特定資産の仕入れ等を行った日を記載します。

② 「高額特定資産の内容」欄

棚卸資産又は調整対象固定資産の別及び具体的な資産の内容を記載します。

ロ 「自己建設高額特定資産」欄

① 「自己建設高額特定資産の仕入れ等を行った場合に該当することとなった日」欄

自己建設高額特定資産について、当該資産の建設等に要した仕入れ等の対価の額の累計額が1,000万円以上となった日を記載します。

② 「建設等の完了予定時期」欄

自己建設高額特定資産の建設等が完了する予定時期を記載します。

③ 「自己建設高額特定資産の内容」欄

棚卸資産又は調整対象固定資産の別及び具体的な資産の内容を記載します。

(7) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項等がある場合に記載します。

(8) 記載内容等についてご不明な場合は、最寄りの税務署にお問い合わせください。